

鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金 (要請期間：8月20日～9月12日) 14市町

様式2

鹿児島市・霧島市・始良市・出水市・西之表市・奄美市・中種子町・南種子町・喜界町・徳之島町・天城町・伊仙町・和泊町・知名町の方

鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金申請書

鹿児島県による要請に基づき、以下のとおり取り組みましたので、鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金を申請します。
 なお、下記に記載した事項については事実と相違ありません。

令和3年 月 日

鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金給付事業事務局 御中

令和3年5月以降に、時短営業又は休業を実施し、本県の時短要請協力金を申請された方は、にチェック/をしてください。

5/10～5/23の時短要請に係る協力金	<input type="checkbox"/>	申請しました	8/9～8/19の時短要請に係る協力金	<input checked="" type="checkbox"/>	申請しました
5/24～6/6の時短要請に係る協力金	<input type="checkbox"/>	申請しました	8/16～8/19の時短要請に係る協力金	<input type="checkbox"/>	申請しました
6/7～6/20の時短要請に係る協力金	<input checked="" type="checkbox"/>	申請しました	8/18～8/19の時短要請に係る協力金	<input type="checkbox"/>	申請しました

先渡給付申請の有無 申請あり 申請なし
鹿児島市・霧島市・出水市・奄美市・和泊町・知名町の方は、いずれかの口にチェック/をしてください。

1 申請者 <① 法人>

住所	〒 890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1												
フリガナ	カブシキガイシャカゴシマ												
名称	株式会社鹿児島												
代表者職名	代表取締役		フリガナ	カゴシマ タロウ									
代表者氏名	鹿児島 太郎		代表者氏名	鹿児島 太郎									
法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4
常時使用する従業員数	30人		資本金の額又は出資の総額	1,000万円									
担当者名	鹿児島 次郎	電話番号	789-123-4567		連絡可能なFAX番号	456-789-0123							
		携帯電話番号	090-0000-0000										

<② 個人事業者>

住所	〒						
フリガナ							
氏名							
生年月日							
		電話番号					連絡可能なFAX番号
		携帯電話番号					

※「生年月日」は、添付する個人事業者の本人確認書類に記載されている生年月日としてください。

<申請額>

要請対象施設の店舗数(合計)	4	店舗
支給申請額(合計)	2,640,000	円

※ 支給申請額(合計)は一例です。

※ 様式2別紙の内閣府に計上した協力金申請額の合計額を記入してください。
 ※ 先渡給付を受けている方は、事務局で先渡給付額を確認のうえ、支給申請額(合計)から先渡給付額を差し引いた額を支給します。

<共通>

振込先口座	鹿児島	銀行	信用金庫		県庁		本店	支店		
			信用組合				出張所			
			農業協同組合				本所・支所			
			その他				代理店			
			口座番号(右詰めで記入)	1	2	3	4	5	6	7
預金種目	普通	当座								
フリガナ	カブシキガイシャカゴシマ									
口座名義	株式会社鹿児島									

記載例 (法人の場合)

9月13日以降の日をご記入ください。

令和3年5月以降の時短要請期間においても時短営業等を実施し、本県の時短要請協力金を申請された方は、へチェックをお願いします。
 併せて、今回の時短要請に係る協力金の先渡給付を申請された方は、へチェックをお願いします。
 なお、先渡給付を申請された方は、売上高方式で提出してください。

住所は、登記上の本店の所在地を必ずご記入ください。

申請を行う法人の名称及び代表者職・氏名を記入してください。フリガナも必須です。
 法人番号は、法人番号指定通知書等を参考に記入してください。

申請書等の内容について、事務局から連絡を行う場合がありますので、日中連絡が取れる電話番号、携帯電話番号、連絡可能なFAX番号をご記入ください。

法人の場合は、記入不要です。

令和3年8月20日(金)から令和3年9月12日(日)までの間、営業時間短縮(休業含む)を実施した要請対象施設の店舗数をご記入ください。
 ※対象区域内で複数店舗を運営する事業者は、対象区域内の対象店舗の全てについて営業時間短縮をすることが要件となります。

令和3年8月20日(金)から令和3年9月12日(日)までの間、営業時間短縮(休業含む)を実施した要請対象施設の全てについて合計した支給申請額をご記入ください。
 ※「様式2-別紙」で店舗毎に算出した「当該店舗の協力金申請額」を合計した金額をご記入ください。

【注意】
 支給申請額(合計)欄については、先渡給付額を控除せず全額を記入してください。事務局で先渡給付額を確認のうえ、支給申請額(合計)から先渡給付額を差し引いた額を支給いたします。

記載内容に間違いのないよう、預金通帳等で必ず確認の上、ご記入ください。
 法人の場合、振込先口座は当該法人の口座に限ります。
 記載内容に間違いがあると、協力金の支給ができなかったり、支払いが遅れることとなります。

令和3年5月以降の時短要請に係る協力金を申請された方は、同じ口座を記入して下さるようご協力をお願いします。

鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金
(要請期間：8月20日～9月12日)

様式2

措置区域（鹿児島市・霧島市・始良市）に、店舗がある方

2 要請対象施設の店舗

<措置区域用>

1 **店舗目**

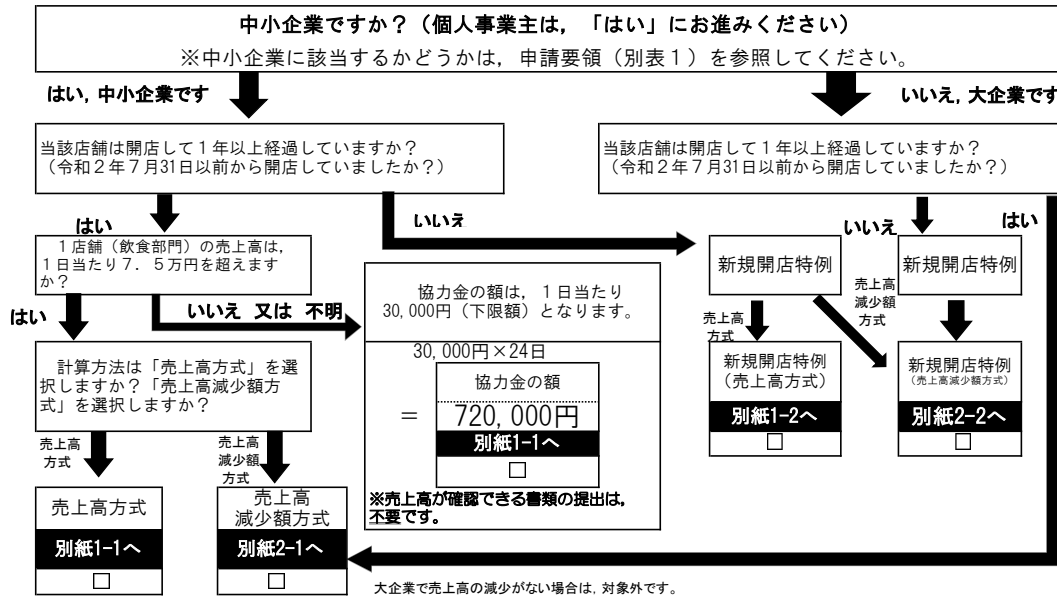
要請対象施設の店舗の情報	フリガナ	カゴシマシヨクドウ		電話番号	678-901-2345
	店舗名	鹿児島食堂			
	所在地	鹿児島市城山町7-1			
対象区域	<input checked="" type="checkbox"/>	措置区域	※措置区域以外の店舗については、<措置区域以外用>の様式に記入してください。		
営業時間の短縮	【通常の営業時間】		【時短要請期間中の営業時間】		【備考】 ※時短等の状況など 8/20～8/27まで時短し、8/28～9/12までは曜日休業しました。
	11:00 ～ 22:00 ⇒		11:00 ～ 20:00		
営業時間短縮の実績	<input checked="" type="checkbox"/>	夜間時間帯（20時から翌朝5時まで）に営業を行っていましたが、要請期間中（8/20から9/12まで）は全て（営業時間は5時から20時までの間に）営業時間を短縮し、酒類の提供は行っていません。また、飲食を主として業としている店舗（スナック、カラオケ喫茶等）においては、カラオケを行う設備を提供している場合、当該設備の利用を自粛しました。			
休業の実績	【通常の営業時間】 ←		夜間時間帯（20時から翌朝5時まで）に営業を行っていましたが、対象期間中（8/20から9/12まで）は全て休業しました。		
	: ～ :				
営業許可	<input checked="" type="checkbox"/>	・時短要請の時点（令和3年8月18日）で、 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定により飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けています。 ※食品衛生法上、適法な、飲食店営業又は喫茶店営業の許可を取得していない場合は支給されません。			
営業許可番号	指令 生衛99食1 第 654 号（の_____）				

- 何店舗目であるかをご記入ください。
【注意】『措置区域』（鹿児島市・霧島市・始良市）と『措置区域以外』の2種類に分かれています。店舗毎に該当する様式を使用してください。
- 店舗の店舗名、電話番号、店舗の住所をご記入ください。
- 店舗が所在する対象区域にチェックしてください。
- 要請期間中全て営業時間短縮に取り組んだ場合、店舗の【通常の営業時間】と【時短要請期間中の営業時間】をご記入ください。
- 店舗が、要請期間中全て営業時間短縮に取り組んだ場合、チェックしてください。
- 要請期間中全て休業に取り組んだ場合、店舗の【通常の営業時間】をご記入ください。
※夜間時間帯（20時から翌朝5時まで）が含まれていない場合は、対象になりません。
- 店舗が、要請期間中全て休業に取り組んだ場合、チェックしてください。
- 店舗が、時短要請時点（令和3年8月18日）で、食品衛生法の規定により飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けていることを確認し、チェックしてください。
また、食品衛生法の規定による飲食店営業又は喫茶店営業の許可証の写しを添付してください。
- 店舗の営業許可証に記載されている営業許可番号をご記入ください。

※記載内容をご確認の上、□へチェックをお願いします。
 ※営業許可番号の「（の_____）」については、鹿児島市保健所以外の許可の場合に記入してください。

●協力金計算方法確認フローチャート

以下のフロー図の質問をもとに、各店舗の協力金計算方法を選択し、チェックボックスにチェック（☑）してください。



※ チェックボックスにチェックを入れた別紙を使用して店舗毎に協力金額を計算してください。

鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金
 (要請期間：8月20日～9月12日)

様式2

措置区域(鹿児島市・霧島市・始良市)に、店舗がある方

2 要請対象施設の店舗

<措置区域用>

2 店舗目

要請対象施設の店舗の情報	フリガナ	ラーメンカゴシマケン	
	店舗名	ラーメン鹿児島県	電話番号 345-678-9012
	所在地	鹿児島市城山町1-1	
対象区域	<input checked="" type="checkbox"/> 措置区域	※措置区域以外の店舗については、<措置区域以外用>の様式に記入してください。	

営業時間の短縮	【通常の営業時間】	【時短要請期間中の営業時間】	【備考】 ※時短等の状況など
	: ~ :	⇒ : ~ :	
営業時間短縮の実績	<input type="checkbox"/> 夜間時間帯(20時から翌朝5時まで)に営業を行っていましたが、要請期間中(8/20から9/12まで)は全て(営業時間は5時から20時までの間に)営業時間を短縮し、酒類の提供は行っていません。また、飲食を主として業としている店舗(スナック、カラオケ喫茶等)においては、カラオケを行う設備を提供している場合、当該設備の利用を自粛しました。		

休業の実績	【通常の営業時間】	<input checked="" type="checkbox"/> 夜間時間帯(20時から翌朝5時まで)に営業を行っていましたが、対象期間中(8/20から9/12まで)は全て休業しました。
	11:00 ~ 23:30	

営業許可	<input checked="" type="checkbox"/> 時短要請の時点(令和3年8月18日)で、 <u>食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定により飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けています。</u> ※食品衛生法上、適法な、飲食店営業又は喫茶店営業の許可を取得していない場合は支給されません。
------	--

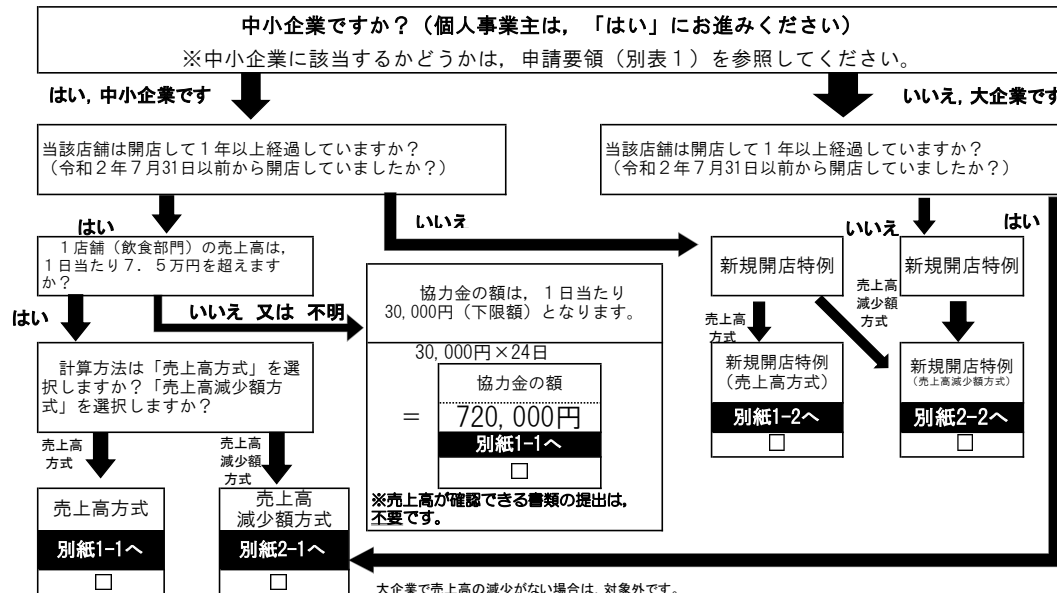
営業許可番号	指令 生衛99食1 第 876 号(の
--------	---------------------

※記載内容をご確認の上、□へチェックをお願いします。

※営業許可番号の「(の)」については、鹿児島市保健所以外の許可の場合に記入してください。

●協力金計算方法確認フローチャート

以下のフロー図の質問をもとに、各店舗の協力金計算方法を選択し、チェックボックスにチェック(☑)してください。



※ チェックボックスにチェックを入れた別紙を使用して店舗毎に協力金額を計算してください。

- 何店舗目であるかをご記入ください。
【注意】『措置区域』(鹿児島市・霧島市・始良市)と『措置区域以外』の2種類に分かれています。店舗毎に該当する様式を使用してください。
- 店舗の店舗名、電話番号、店舗の住所をご記入ください。
- 店舗が所在する対象地域にチェックしてください。
- 要請期間中全て営業時間短縮に取り組んだ場合、店舗の【通常の営業時間】と【時短要請期間中の営業時間】をご記入ください。
- 店舗が、要請期間中全て営業時間短縮に取り組んだ場合、チェックしてください。
- 要請期間中全て休業に取り組んだ場合、店舗の【通常の営業時間】をご記入ください。
※夜間時間帯(20時から翌朝5時まで)が含まれていない場合は、対象になりません。
- 店舗が、要請期間中全て休業に取り組んだ場合、チェックしてください。
- 店舗が、時短要請時点(令和3年8月18日)で、食品衛生法の規定により飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けていることを確認し、チェックしてください。
また、食品衛生法の規定による飲食店営業又は喫茶店営業の許可証の写しを添付してください。
- 店舗の営業許可証に記載されている営業許可番号をご記入ください。

鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金
(要請期間：8月20日～9月12日)

様式 2

措置区域（鹿児島市・霧島市・始良市）以外の地域に、店舗がある方

2 要請対象施設の店舗

<措置区域以外用>

3 店舗目

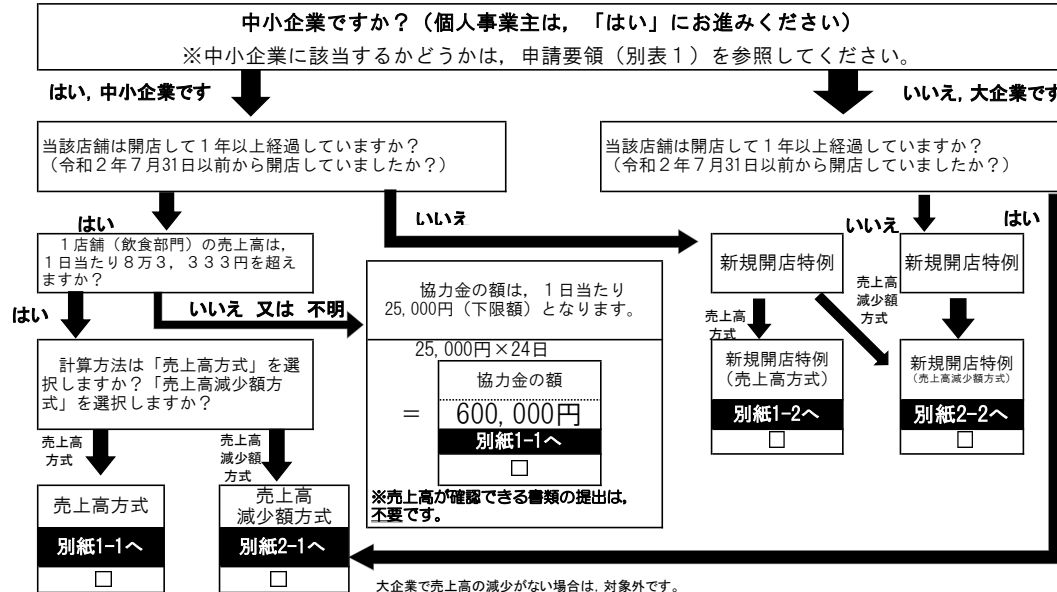
要請対象施設の店舗の情報	フリガナ	アマミドコロアミ		電話番号	567-890-1234					
	店舗名	甘味処奄美								
	所在地	奄美市名瀬永田町〇〇〇								
対象区域	<input checked="" type="checkbox"/> 措置区域以外	※措置区域（鹿児島市・霧島市・始良市）の店舗については、<措置区域用>の様式に記入してください。								
営業時間の短縮	【通常の営業時間】	16:00	～	1:00	⇒	【時短要請期間中の営業時間】	15:00	～	20:00	【備考】 ※時短等の状況など 要請期間中は、営業時間を1時間前倒ししました。
	営業時間短縮の実績	<input checked="" type="checkbox"/>	夜間時間帯（20時から翌朝5時まで）に営業を行っていましたが、要請期間中（8/20から9/12まで）は全て（営業時間は5時から20時まで、酒類の提供は11時から19時までの間に）営業時間を短縮しました。							
休業の実績	【通常の営業時間】	:		～	:	<input type="checkbox"/>	夜間時間帯（20時から翌朝5時まで）に営業を行っていましたが、対象期間中（8/20から9/12まで）は全て休業しました。			
	営業許可	<input checked="" type="checkbox"/>	・時短要請の時点（令和3年8月18日）で、 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定により飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けています。 ※食品衛生法上、適法な、飲食店営業又は喫茶店営業の許可を取得していない場合は支給されません。							
営業許可番号	指令 名保 第 1 2 3 号 (の 7 7 7 7)									

※記載内容をご確認の上、□へチェックをお願いします。

※営業許可番号の「(の)」については、鹿児島市保健所以外の許可の場合に記入してください。

●協力金計算方法確認フローチャート

以下のフロー図の質問をもとに、各店舗の協力金計算方法を選択し、チェックボックスにチェック(☑)してください。



※ チェックボックスにチェックを入れた別紙を使用して店舗毎に協力金額を計算してください。

- 何店舗目であるかをご記入ください。
【注意】
 『措置区域』(鹿児島市・霧島市・始良市)と『措置区域以外』の2種類に分かれています。店舗毎に該当する様式を使用してください。
- 店舗の店舗名、電話番号、店舗の住所をご記入ください。
- 店舗が所在する対象区域にチェックしてください。
- 要請期間中全て営業時間短縮に取り組んだ場合、店舗の【通常の営業時間】と【時短要請期間中の営業時間】をご記入ください。
- 店舗が、要請期間中全て営業時間短縮に取り組んだ場合、チェックしてください。
- 要請期間中全て休業に取り組んだ場合、店舗の【通常の営業時間】をご記入ください。
 ※夜間時間帯（20時から翌朝5時まで）が含まれていない場合は、対象になりません。
- 店舗が、要請期間中全て休業に取り組んだ場合、チェックしてください。
- 店舗が、時短要請時点（令和3年8月18日）で、食品衛生法の規定により飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けていることを確認し、チェックしてください。
 また、食品衛生法の規定による飲食店営業又は喫茶店営業の許可証の写しを添付してください。
- 店舗の営業許可証に記載されている営業許可番号をご記入ください。

鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金
(要請期間：8月20日～9月12日)

様式2

措置区域(鹿児島市・霧島市・始良市)以外の地域に、店舗がある方

2 要請対象施設の店舗

<措置区域以外用>

4 **店舗目**

要請対象施設の店舗の情報	フリガナ	イザカヤカノマイチゴウテン	
	店舗名	居酒屋鹿屋1号店	
	所在地	鹿屋市共栄町〇〇〇	
対象区域	<input checked="" type="checkbox"/> 措置区域以外	※措置区域(鹿児島市・霧島市・始良市)の店舗については、<措置区域用>の様式に記入してください。	
営業時間の短縮	【通常の営業時間】	17:00 ~ 23:00	⇒
	【時短要請期間中の営業時間】	17:00 ~ 20:00	【備考】※時短等の状況など 8/26、9/2、9/9は定休日のため休業しました。
営業時間短縮の実績	<input checked="" type="checkbox"/>	夜間時間帯(20時から翌朝5時まで)に営業を行っていましたが、要請期間中(8/20から9/12まで)は全て(営業時間は5時から20時まで、酒類の提供は11時から19時までの間に)営業時間を短縮しました。	
休業の実績	【通常の営業時間】	<input type="checkbox"/>	夜間時間帯(20時から翌朝5時まで)に営業を行っていましたが、対象期間中(8/20から9/12まで)は全て休業しました。
	営業許可	<input checked="" type="checkbox"/>	・時短要請の時点(令和3年8月18日)で、 食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定により飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けています。 ※食品衛生法上、適法な、飲食店営業又は喫茶店営業の許可を取得していない場合は支給されません。
営業許可番号	指令 鹿屋保 第 654 号 (の 7777)		

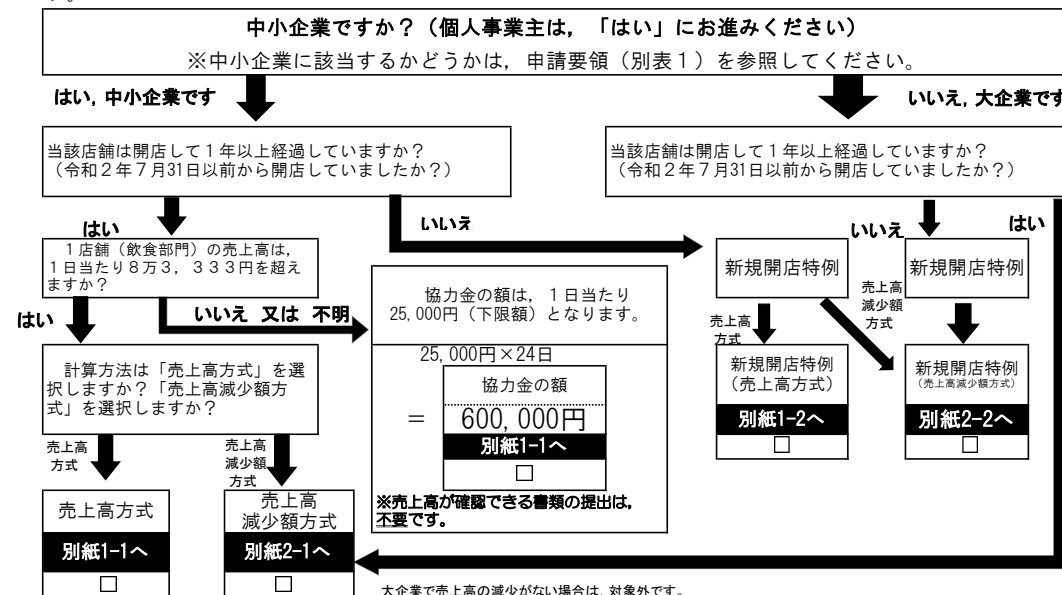
- 何店舗目であるかをご記入ください。
【注意】『措置区域』(鹿児島市・霧島市・始良市)と『措置区域以外』の2種類に分かれています。店舗毎に該当する様式を使用してください。
- 店舗の店舗名、電話番号、店舗の住所をご記入ください。
- 店舗が所在する対象区域にチェックしてください。
- 要請期間中全て営業時間短縮に取り組んだ場合、店舗の【通常の営業時間】と【時短要請期間中の営業時間】をご記入ください。
- 店舗が、要請期間中全て営業時間短縮に取り組んだ場合、チェックしてください。
- 要請期間中全て休業に取り組んだ場合、店舗の【通常の営業時間】をご記入ください。
※夜間時間帯(20時から翌朝5時まで)が含まれていない場合は、対象になりません。
- 店舗が、要請期間中全て休業に取り組んだ場合、チェックしてください。
- 店舗が、時短要請時点(令和3年8月18日)で、食品衛生法の規定により飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けていることを確認し、チェックしてください。
また、食品衛生法の規定による飲食店営業又は喫茶店営業の許可証の写しを添付してください。
- 店舗の営業許可証に記載されている営業許可番号をご記入ください。

※記載内容をご確認の上、□へチェックをお願いします。

※営業許可番号の「(の)」については、鹿児島市保健所以外の許可の場合に記入してください。

●協力金計算方法確認フローチャート

以下のフロー図の質問をもとに、各店舗の協力金計算方法を選択し、チェックボックスにチェック(☑)してください。



※ チェックボックスにチェックを入れた別紙を使用して店舗毎に協力金額を計算してください。